

自動車の転回広場に関する基準

昭和 45 年 12 月 28 日 建設省告示第 1837 号
改正 平成 12 年 12 月 26 日建設省告示第 2465 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 144 条の 3 第 1 項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 道の中心線からの水平距離が 2 メートルをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 74 号)別表第 1 に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが 2 台以上停車することができるものであること。
- 2 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

附則

この告示は、昭和 46 年 1 月 1 日から施行する。

附則 (平 12 建告 2465)

この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律 88 号)の施行日(平成 13 年 1 月 6 日)から施行する。